

令和5年度 低所得の子育て世帯に対する

# 子育て世帯 生活支援特別給付金の ご案内



申請により児童1人あたり**5万円の給付**が  
受け取れる可能性があります。

※既に本給付金を受給済みの場合は、再度の支給は受けられません。

## 1 申請支給対象者

令和5年3月31日時点で**18歳未満の児童**(障がい児の場合、**20歳未満**)を養育する父母等で下記に該当する人。  
(※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

※児童を養育している方のうち、主たる生計維持者(基本的に年間所得(収入)見込額の高い方)を申請者としてください。

※児童福祉法に規定する「里親」の方、児童扶養手当法や特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める「養育者」の方も対象となります。

※令和5年3月または4月分の児童扶養手当が福岡市から支給された方と令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親以外の低所得の子育て世帯分)の支給対象者であった方(申請の要否に関わらず、前回の給付金を受け取った方又は受取を拒否した方)は申請不要です。(児童扶養手当の受取口座または、前回の給付金受取口座へ振り込みます。)

### ひとり親世帯

① **公的年金等を受給**していることにより、令和5年3月分または4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

・「公的年金給付等」には遺族年金、障害年金、労災年金、遺族補償などが該当します。  
・既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方だけではなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和5年3月分または4月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されていたと推測される方も対象となります。

※公的年金給付等を受給していても、児童扶養手当の支給制限限度額を上回る場合は支給対象となりません。

② 令和5年3月分または4月分の児童扶養手当は受給していないが、物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降、**家計が急変**し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

[ 基準となる所得は裏面の表をご確認ください。 ]

### ひとり親世帯以外

① 令和5年1月以降に、物価高騰の影響を受けて**家計が急変し、市町村民税均等割非課税相当の収入**になっている方

[ 基準となる所得は裏面の表をご確認ください。 ]

② 令和5年度**市町村民税均等割非課税**の方



## 2 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

## 3 申請期限 令和6年2月29日(木曜日)必着

※令和6年2月生まれの新児分の申請は令和6年3月15日(金曜日)分の到着まで受け付けます。

申請方法等の詳細については公式サイトをご覧頂か、コールセンターまでお問い合わせください。

福岡市子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター

TEL **092-753-9380**

受付  
時間

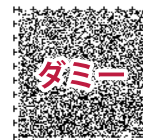
平日9:00~17:30 土曜・日曜・祝祭日  
年末年始(12月29日~1月3日)は休み



※英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語等での通話も可能です。(Foreign language support available)

【公式サイト】 <https://r5-kosodate-kyufu-fukuokacity.jp/>

▼音声コードによるご案内▼



## ひとり親世帯



### 児童扶養手当の所得制限限度額【早見表】

扶養親族等の人数	請求者本人（一部支給）	孤児等の養育者・配偶者・扶養義務者
0人	1,920,000円未満	2,360,000円未満
1人	2,300,000円未満	2,740,000円未満
2人	2,680,000円未満	3,120,000円未満
3人	3,060,000円未満	3,500,000円未満
4人目以降	1人につき380,000円加算	
加算額 〔 右に該当する場合は 上記の制限限度額に加算される。 〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円</li> <li>・特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき150,000円</li> </ul>	扶養親族が2名以上で、うち老人扶養親族がある場合、老人扶養親族1人につき（扶養親族が老人扶養親族のみの場合は1人を除いた1人につき）60,000円

## ひとり親世帯以外



### 福岡市の市民税均等割非課税（相当）となる所得と収入の限度額【早見表】

世帯の人数（※）	家族構成例	非課税所得限度額	非課税相当収入限度額
2人	夫（婦）+子1人	1,010,000円以下	1,560,000円以下
3人	夫婦+子1人	1,360,000円以下	2,057,000円以下
4人	夫婦+子2人	1,710,000円以下	2,557,000円以下
5人	夫婦+子3人	2,060,000円以下	3,057,000円以下
6人	夫婦+子4人	2,410,000円以下	3,557,000円以下

（※）世帯の人数は、右記の合計人数です。【・申請者本人・同一生計配偶者（収入金額103万円以下の者。）・扶養親族（16歳未満の者も含む。）】

## 給付金についてよくある質問 /

**Q** 物価高騰の影響を受けて家計が急変したかどうかは、どのように確認するのですか？

**A** 申請した月に可能な限り近接した1か月の収入額について、12か月換算した収入見込額が世帯の状況に応じた基準額未満となれば支給対象です。

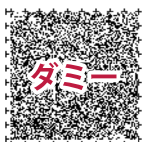
**Q** 家計急変を理由に申請をする場合、証明書類の提出は必要ですか？

**A** 以下のような書類の添付が必要です。  
 ・給与収入を有する方は給与明細など  
 ・事業収入または不動産収入を有する方は帳簿など  
 ・公的年金等収入を有する方は年金額改定通知書など

**Q** （元）配偶者が給付金受給済みです。私は給付金を受給できませんか？

**A** 別途要件を満たせば（離婚成立又はDV保護命令が出ていること等）、同額のひとり親世帯分給付金を受給できます。  
 まずは、コールセンターまでお問い合わせください。

▼音声コードによるご案内▼



**Q** 4月以降に子どもを連れて離婚しました。給付金の対象となりますか？

**A** ひとり親になった方で物価高騰の影響を受けて家計が急変し収入が児童扶養手当受給者の方と同じ水準となっていれば受給できる可能性があります。  
 申請が必要となりますのでコールセンターにおたずね下さい。